

北九州空港駐車場営業者募集要項

令和2年10月

国土交通省大阪航空局

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	1
(1) 事業目的	1
(2) 事業期間	1
(3) 事業内容	1
3. 営業者選定スケジュール	2
4. 駐車場等の概要	2
(1) 駐車枠	2
(2) その他	2
5. 応募者の参加・資格要件等	2
(1) 応募者の参加・資格要件等	2
(2) 応募者の失格	4
6. 現地見学会	4
7. 募集要項に関する質問の受付及び回答	4
(1) 質問の受付	4
(2) 質問への回答	5
8. 応募手続き	5
(1) 応募書類の作成	6
(2) 受付期間	6
(3) 提出方法	6
(4) 提出先	6
(5) 応募に関する留意事項	6
(6) 応募者の公表について	7
9. 営業者選定審査	7
(1) 審査会の設置	7
(2) 審査方法	7
(3) ヒアリングの実施	9

10. 営業者の選定	9
（1）選定方法	9
（2）営業者への条件	9
（3）営業者等の公表	10
（4）選定の取り消し	10
（5）選定後の手続き等	10
（6）選定しない場合	10
11. 遵守すべき法令等	10
12. 本事業に関する要求水準	11
（1）事業全体	11
（2）施設及び配置	11
（3）運営及び維持管理	12
（4）料金設定	12
13. 空港管理規則に基づく手続き	12
（1）施設の設置承認申請	12
（2）構内営業承認申請	13
（3）営業に係る料金（駐車料金）の承認申請	13
（4）留意事項	13
14. 国有財産に係る手続き	13
（1）国有地一時使用について	13
（2）留意事項	13
15. その他留意事項	14

○別冊資料

- 別冊1 「北九州空港駐車場の概要」
- 別冊2 「北九州空港駐車場営業者募集要項様式集」
- 別冊3 「北九州空港駐車場営業者提出書類記載要領」

○別添資料

- 別添1 「北九州空港駐車場施設一覧」
- 別添2 「北九州空港駐車場平面図」
- 別添3 「北九州空港駐車場利用実績」

1. 募集要項の定義

この募集要項は、国土交通省大阪航空局（以下、「当局」という。）が、北九州空港駐車場（以下、「駐車場」という。）の運営及び維持管理（以下、「本事業」という。）を実施する者（以下、「営業者」という。）を募集及び選定するにあたり、必要な事項を明記するものである。

なお、別冊資料及び別添資料は、この募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

2. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、営業者が効率的で創意工夫を生かした利用者への適正な対価の駐車場サービスを提供することにより、利用者利便の増進及び空港内交通の秩序維持を図ることを目的とする。

（2）事業期間

本事業の開始は令和3年4月1日とし、事業期間は、運営開始日から令和6年3月末までとする。

ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可もしくは空港管理規則第12条（以下「空管則」という。）の承認が取り消された場合は、取消日をもって事業期間は終了するものとする。

なお、令和6年度以降に当面の間、国において、当該駐車場用地が事業に要することが無い場合は、当局と協議のうえ、事業者の更新の申請より、事業期間を更新することができる。（3年以内、一度限り）

（3）事業内容

営業者が実施する事業は、駐車場の運営及び維持管理である。

なお、駐車場の運営開始前には十分な慣熟期間を設け、事業を行うこと。

3. 営業者選定スケジュール

募集要項等の公表後、営業者の選定までのスケジュールは、以下のとおりである。

○スケジュール

- ・募集要項等公表 : 令和2年10月30日（金）
- ・募集要項等に関する質問受付期間 : 令和2年11月2日（月）～11月12日（木）
- ・現地見学会 : 令和2年11月10日（火）
- ・質問に対する回答の公表予定日 : 令和2年11月17日（火）

- ・応募書類受付期間 : 令和2年11月18日(水)～12月1日(火)
- ・営業者公表 : 令和2年12月下旬

4. 駐車場等の概要

(1) 駐車枠

一般車用及び月極用として普通自動車1,800台(内、月極用576台、身体障害者用20台)、大型車4台及び自動二輪車用30台とする。

(2) その他

別冊1「北九州空港駐車場の概要」を参照すること。

5. 応募者の参加・資格要件等

(1) 応募者の参加・資格要件等

- ・単独法人で応募する場合

以下の参加要件及び資格要件を満たすこと

- ・新たに法人を設立する場合

複数の法人が出資し、新たな法人を設立して本事業に応募する場合は、その構成する法人が、「③特例要件」の全てを満たすこと、この場合、新法人を設立するまでの間は、代表する法人(以下、「代表法人」という。)を定め、代表法人が本募集要項等に定める手続きを行うこと。

① 応募者の参加要件

応募者は、次の「ア」から「シ」の全ての要件を満たすこと。

地方公共団体にあつては、「ウ」、「エ」の要件を満たすこと。

ア. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

イ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

ウ. 駐車場法及び空管則の規定に違反し、又は駐車場法及び空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。

エ. 空管則第12条または第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者ではないこと。

オ. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理

- 事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、過去2年以内に空管則第12条若しくは第12条の2に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- 力. 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- キ. 役員等が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- ク. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- こと。
- ケ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- コ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- サ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- シ. 暴力団又は暴力団員及びキからサまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

② 応募者の資格要件

応募者は次の要件のうち一つ以上を満たしていること。

- ア. 応募者は、応募書類提出時点で、収容台数50台以上/箇所の適法な有料駐車場の運営を行っていること。
- イ. 応募書類提出時点で、不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設の運営を行っていること。

③ 特例要件

- ア. 構成法人の全てが「①応募者の参加要件」を満たすこと。
- イ. 構成法人のうち、一法人以上が「②応募者の資格要件」を満たすこと。
- ウ. 本応募書類受付期間において、構成法人が、応募者若しくは他の応募者の構成法人とならないこと。

(2) 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③応募書類提出後から営業者の選定までの間に応募者の参加・資格要件等（5.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった場合
- ④提供資料の取扱い（8.（5）②）において、禁止されている行為に抵触した場合

6. 現地見学会

募集要項の公表後、現地見学会を行う。但し、希望者がいない場合は行わない。
現地見学会へ参加を希望する者（1法人につき1名を原則とする。）は、現地見学会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和2年11月6日（金）17時までに電子メールで申し込むものとする。
なお、現地見学会への参加は、応募条件ではない。

（現地見学会の日時及び集合場所）

- ・日 時：令和2年11月10日（火） 10:00～16:00
- ・集合場所：福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
国土交通省 大阪航空局 北九州空港事務所（※）1階 会議室
電話 093-474-0204（管理課）

（現地見学会の申込先）

国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係
メールアドレス cab-kitakyu@mlit.go.jp

7. 募集要項に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期間

令和2年11月2日（月）～11月12日（木） 17:00まで（必着）

②提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールに添付により提出すること。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

③ 提出先

「6. 現地見学会の申込先」と同じ。

(2) 質問への回答

①回答方法

質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると当局が認める場合を除き、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

②回答公表予定日

令和2年11月17日（火）

なお、応募書類の作成にあたり、早期に周知する必要があると当局が判断した事項に関しては、回答予定日以前に回答を公表することがある。

8. 応募手続き

(1) 応募書類の作成

応募書類は、別冊2「北九州空港駐車場営業者募集要項様式集」を参照のうえ、別冊3「北九州空港駐車場営業者提出書類記載要領」に定めるところに従い作成すること。応募書類は以下のとおりである。

ただし、地方公共団体にあつては、③・④・⑦・⑧の書類については、提出は不要とする。

また、⑩・⑪の書類については、グループにて応募する場合のみ提出を要する。

◎応募書類提出書（様式第3号）

〔参加・資格要件に関する応募書類〕

①自認書（様式第4号）

②運営実績（様式第5号）

③定款もしくは寄附行為

④登記事項証明書

⑤直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

⑥本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写し、又はこれらに準ずるもの（社内稟議等）

⑦常勤役員の経歴書

⑧株主名簿又はこれらに準ずるもの

⑨資格要件を満たすことが確認できる資料

（5.（1）②に該当する施設における運営実績の契約書の写し）

⑩グループ構成届（様式第6号）

⑪委任状（様式第7号）

〔事業計画等に関する応募書類〕

- ⑫事業方針及び事業実施体制（様式第8号）
- ⑬管理計画及び安全確保（様式第9号）
- ⑭利用者対応（様式第10号）
- ⑮空港利用促進（様式第11号）
- ⑯周辺地域との連携及び共生対策（様式第12号）
- ⑰資金計画（様式第13号及び別表）
- ⑱収支計画（様式第14号及び別表）
- ⑲料金設定（様式第15号）

（2）受付期間

令和2年11月18日（水）～12月1日（火）（必着）
行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで

（3）提出方法

応募書類は、持参又は郵送（書留などの受付確認のできる方法に限る。）により提出すること。

なお、応募書類の提出後、辞退する場合は、意思決定後速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

（4）提出先

〒540-8559
大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館14階
国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係
電話番号：06-6949-6213（ダイヤルイン）

（5）応募に関する留意事項

①応募書類の取扱い

ア. 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出後の変更及び追加は認めない。

ただし、当局が審査に必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

イ. 著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は、営業者の選定以外には使用しない。

ただし、営業者として選定した場合の応募書類について、当局が必要と認める場合は、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ウ. 応募書類の提出にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法

等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

工. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

オ. 応募書類は、行政機関の保有する情報公開に関する法律に定める行政文書に該当する。

また、当局が情報公開を行う場合は、必要に応じて協力すること。

②提供資料の取扱い

当局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

また、この検討の範囲内であっても、当局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(6) 応募者の公表について

審査の公正性の確保のため、具体的な応募者名については、応募受付期間の終了時点では非公表とする。

営業者の法人名及び選定概要等については、営業者の選定後に公表する。

9. 営業者選定審査

(1) 審査会の設置

当局に大阪航空局管内構内営業予定者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査会の開催は非公開とする。

(2) 審査方法

「9. (1)」の審査会において、応募書類の審査を以下のとおり行う。

① 1次審査（参加・資格要件に関する事項）

第1次審査では、応募書類をもとに応募者の参加・資格要件に示した項目について審査する。

②第2次審査（事業計画等に関する事項）

第2次審査では、第1次審査において参加・資格要件を満たしている応募について、応募書類をもとに、12. 要求水準を満たすことを確認した上で、次表に示す「審査事項」に沿って提案内容を相対評価し、評価点（配点合計200点）を付与し、評価点の総和をもって総評価点とする。なお、応募者が1者のみの場合、提案内容が問題ないかの確認を行う。また、第2次審査における評価項目のうち、料金設定の項目以外の算定方法は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| A・・・非常に優れている | 配点×1.00 |
| B・・・優れている | 配点×0.8 |
| C・・・普通 | 配点×0.6 |
| D・・・劣っている | 配点×0.4 |
| E・・・非常に劣っている | 配点×0.2 |

※ 表 審査事項

審査事項	審査基準	配点	
ア. 事業方針及び 事業実施体制 (様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の役割と公共施設管理者としての立場を十分理解した内容であるか ・事業の遂行上適切な体制を有する提案内容であるか 	20	
イ. 管理計画及び 安全確保 (様式第9号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等を適切に維持管理する提案内容であるか ・利用者の安全確保、交通秩序に配慮した提案内容であるか 	20	
ウ. 利用者対応 (様式第10号)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者利便の増進を図る提案内容であるか 	20	
エ. 空港利用促進 (様式第11号)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港利用促進へ寄与した提案内容であるか 	20	
オ. 周辺地域との連携 及び共生対策 (様式第12号)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港関係者等と連携して、空港周辺地域との共生対策に努める提案内容であるか 	10	
カ. 資金計画 (様式第13号及び別表)	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達計画は、事業実施にあたり必要と想定される資金を把握し、妥当な計画となっているか 	5	
キ. 収支計画 (様式第14号及び別表)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画は、合理的な根拠に基づき算定され、安定的で妥当な計画となっているか 	5	
ク. 料金設定 (様式第15号)	提案料金について、以下の1)の審査料金区分毎に2)の評価方法により相対評価を行う 1) 審査料金の区分 ●普通自動車の以下の料金 ①入場から1時間以内の最大料金* ②入場から3時間以内の最大料金* ③入場から24時間以内の最大料金* ④24時間を超えて48時間以内の最大料金* ⑤48時間を超えて72時間以内の最大料金*	25 15 15 20 15	100

	<p>◎72時間を超えて96時間以内の最大料金*</p> <p>※最大料金とは、応募者が設定する各審査料金区分の時間内における最も高い料金をいう</p> <p>2) 評価方法</p> <p>(計算式) ※小数点第2位を四捨五入</p> $\text{評価点} = \left[1 + \frac{\text{提案最安価料金} - \text{応募料金}}{\text{提案最高価料金}} \right] \times \text{区分毎の配点}$	10	
合 計		200	

(3) ヒアリングの実施

審査会は、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります。その場合の日程等は別途、応募者に連絡する。

10. 営業者の選定

(1) 選定方法

営業者の選定は、「9. 営業者選定審査」の審査結果を踏まえて、大阪航空局長（以下、「局長」という。）が営業者及び次点営業者を選定する。

営業者として選定された者が辞退した場合、又は選定を取り消された場合は、次点営業者を営業者として選定する。

(2) 営業者への条件

法令等の変更により、条件（提案内容の改善・変更等）を付することがある。

(3) 営業者等の公表

営業者等の選定結果は、応募者全員に通知するとともに、次の事項については、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

- ① 営業者の法人名、住所、法人の概要、提案概要
- ② 営業者の選定概要
- ③ その他

(4) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、営業者の選定を取り消す。

- ① 偽りその他不正な手段により選定された場合
- ② 応募者の参加・資格要件等（5.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった

場合

③所定の期日までに請書を提出しない場合又は辞退届を提出した場合

④その他営業者として不適格と認められる事項が判明した場合

(5) 選定後の手続き等

① 営業者は、選定結果の通知を受けた日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、局長あて請書（様式第16号）を提出すること。

また、辞退する場合は、辞退届（様式第17号）を提出すること。

② 請書提出後においても、「(4) 選定の取り消し」に該当すると認められる場合は、選定を取り消す場合がある。

(6) 選定しない場合

最終的に、応募者がいない、あるいは、「(4) 選定の取り消し」に該当すると認められる場合は、再度募集手続きをとる予定であるが、その際には、この旨を当局ホームページへ掲載することにより公表する予定である。

11. 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたっては、以下の関係法令等を遵守すること。

- ・航空法（昭和27年法律第231号）
- ・空港法（昭和31年法律第80号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・国有財産法（昭和23年法律第735号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- ・空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）
- ・みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（国土交通省航空局）
- ・ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省）
- ・その他関係法令、条例等

12. 本事業に関する要求水準

営業者は、以下に示す要求水準に沿って本事業を行うこと。

なお、この要求水準は、本事業において当局が営業者に要求する最低限満たすべき水準であり、応募者からより優れた提案が得られるよう具体的な指針を与えるものである。

また、営業者の提案した事業内容について、営業者はこれを履行しなければならない。

(1) 事業全体

① 本事業は通年営業とする。

駐車場の運営時間は、一般車用については少なくとも旅客ターミナルビルの営業時間の間は実施するものとし、月極用は24時間とする。

ただし、航空機の遅延等が発生した場合は、運営時間を延長する等適切に対応すること。

② 本事業の実施にあたっては、利用者利便の増進及び駐車場内交通の秩序維持を図ること。

③ 本事業の実施にあたり、連携体制及び責任体制を明確にしておくこと。

(2) 施設及び配置

① 駐車台数については、現況の駐車枠数を基準とする。

なお、一般車用・月極用・大型車用の台数比率については、利用状況を考慮し決定すること。

② 駐車枠及び車路等については、関係法令等に基づき適切な寸法等を確保すること。

③ 駐車場運営に必要な機器等については、事業者で準備すること。

また、国は、別添1「北九州空港駐車場施設一覧」のとおり有償で施設を提供するが提供施設は、現時点でのものであり、今後、現駐車場事業者と協議の結果、経年劣化等により提供できない場合もある。貸付額についても、一部施設については補修を行う可能性がある為、現時点での事業者の期末帳簿価額を参考情報として提供する。

④ 利用者の利便性及び安全性を確保するために、マーキング等の必要な補修を適宜行うこと。

⑤ 出入り口の設置箇所については現状どおりとする

⑥ 身体障害者用については、福岡県下で運用中の「ふくおか・まごころ駐車場制度」の趣旨を踏まえ、本制度に基づく協力施設として登録すること。

(3) 運営及び維持管理

- ① 現行の駐車枠を確保した上で、利用者利便の増進を図る施設を設置する場合は、当該施設を常時適切に運営及び維持管理すること。
- ② 駐車場の混雑が見込まれる場合は、管理要員の増員、年間満車日数が65日を超えた場合は、立体駐車場化を含め駐車場拡張整備に向けて当局と十分に協議を行い、適切に対応すること。
- ③ 夏季、年末年始等の繁忙期において駐車場がオーバーフローすると見込まれる時は駐車場拡張用地を利用した臨時駐車場を設置しなければならない。この場合、保安上の観点から、夜間照明施設を設けるものとする。
- ④ 空港利用促進に係る施策（空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進等）及び空港法第14条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え、積極的に対応すること。

（４）料金設定

- ① 本事業に係る料金は、空港周辺又は類似業務の駐車場料金を勘案し設定すること。
- ② 料金種別は、普通自動車料金、大型自動車料金、自動二輪車料金及び月極駐車料金（普通自動車、自動二輪車）に区分し設定すること。
なお、身体障害者料金は、別途設定すること。

13. 空港管理規則に基づく手続き

空管則に基づき、営業者は以下の手続きを行うこと。

（１）施設の設置承認申請

本事業に必要な施設等の設置にあたり、空管則第7条の規定に基づき施設の設置承認申請を行い、当局の承認を得ること。

また、現営業者からの施設の引き受けについても、本事業の開始前（別途当局が指示。）までに空管則第7条の規定に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。

（２）構内営業承認申請

本事業の実施にあたり、空管則第12条第1項の規定に基づき構内営業承認申請を行い、当局の承認を得ること。なお、空管則第12条第1項の承認を受けた者は、営業全部又は、一部を他人に譲渡し、貸渡し、又は委託しようとするときは、空管則第13条1項の申請を行い、当局の承認を受けなければならない。

（３）営業に係る料金（駐車料金）の承認申請

営業者は、提案した駐車料金を上限とし、空管則第16条に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。なお、料金審査の結果、当局が定める利益率を超過している

場合、申請者に対して当該料金の見直しを求めることがある。

(4) 留意事項

- ① 空管則に基づく承認には、条件又は期限を付することがある。
- ② 空管則第24条の規定に基づき、営業者に対し本事業の状況等について報告を求めることがある。

14. 国有財産に係る手続き

(1) 国有地一時使用について

- ① 国有地の使用については、国有財産法等に基づく使用許可申請を行い、当局の許可を受けること。
- ② 使用許可期間は、国有財産法等に基づき、3年とする。
なお、駐車場拡張用地の使用許可期間は営業者が真に必要とする期間とする。
- ③ 国有地の使用料（概算）は、約83,978万円/年（令和2年度実績。年度ごとに収益性を加味して算定。）である。なお、確定金額は営業者選定後に別途定める。
また、当該使用料は国有財産法等に基づき、毎年度見直しを行う。国有地の範囲については、別添2「北九州空港駐車場平面図」を参照すること。
補足 臨時駐車場の使用料（概算）は、336万円/年（令和元年度実績 使用日数 136日 使用面積 15,183.18㎡）

(2) 留意事項

- ① 営業者は、国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は営業者の負担とすること。
- ② 営業者は、本事業期間満了前の適切な時期に、本事業期間満了後の駐車場施設の取扱い及び運営等に関し必要な事項について当局と協議すること。
- ③ 営業者は、航空局が発行する納入告知書により、毎年度使用料を納付期限までに納付すること。

15. その他留意事項

営業者は、本事業の実施にあたって、次の事項について留意すること。

- ① 必要な関係法令等の手続きを行うこと。
- ② 本事業以外の営業を行おうとする場合は、空管則及び国有財産法等の規定に基づく手続きを行い、関係機関の承認等を受けること。なお、空管則及び国有財産法に係る申請手続きについては、事業開始の2カ月前までに行われなければならない。
- ③ 本事業の実施にあたっては、必要に応じ、関係機関との協議を十分に行うこと。

- ④ ライフラインの接続は、営業者の責任で行うこと。
なお、ライフラインの整備、維持管理にあたっては、関係者間で十分に調整を行うこと。
- ⑤ 営業者は、本事業において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。
- ⑥ 当局は応募に係る費用（資料作成等含む）、その他本事業に要する一切の費用について負担しない。
- ⑦ 本募集要項等については、法令等の改正等により必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。
- ⑧ 滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、本事業期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

○ 本募集要項等に関する問い合わせ先

〒540-8559

大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 14階

国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係

電 話：06-6949-6213（ダイヤルイン）

FAX：06-6949-6218

別冊1

北九州空港駐車場の概要

令和2年10月

国土交通省 大阪航空局

1. 北九州空港の概要

(1) 空港名：北九州空港

(2) 所在地：福岡県北九州市小倉南区空港北町

(3) 施設等

①滑走路		長さ 2,500m	幅 60m
②エプロン	27バース	内訳	大型ジェット機用 3バース 中型ジェット機用 3バース 小型ジェット機用 3バース 小型機用その他 18バース

③運用時間等

[1] 空港の運用時間（航空保安業務提供時間）

24時間・・・00時～24時00分

※但し、航空交通管制業務の提供は7時45分～22時15分までで、これ以外の時間は福岡空港事務所による他飛行場援助業務（RAG業務）により運用される。

※但し、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

[2] 空港機能施設事業等の営業時間

・旅客ターミナルビル 午前4時30分から最終便到着時間の30分後まで

※但し、航空機の運航状況に応じて下記のとおり変更する場合有

開館 初便の1時間前 閉館 最終便の30分後

・貨物取扱施設 24時間

日本航空株式会社 05:30～23:00

株式会社スターフライヤー 06:00～24:00

全日本空輸株式会社（スターフライヤーとの共同運航）

06:00～24:00

・給油施設 24時間

・駐車場 24時間

(4) 乗入れ航空会社

株式会社スターフライヤー 全日本空輸株式会社（スターフライヤーとの共同運航）、日本航空株式会社、株式会社フジドリームエアラインズ、株式会社ジンエアー、株式会社大韓航空、中国東方航空

(5) 路線・ダイヤ

※詳細は、北九州エアターミナル株式会社のホームページ「<http://www.kitakyu-air.jp/>」に記載

(6) 乗降客数

	国内線（人）	国際線（人）	合計（人）
平成27年	1,302,639	14,865	1,317,504
平成28年	1,301,556	29,221	1,330,777
平成29年	1,363,799	274,984	1,638,783
平成30年	1,424,710	325,252	1,749,962
令和元年	1,450,606	302,919	1,753,525

※資料:空港管理状況調書より。

(7) 空港アクセス

JR小倉駅よりバスで約35分（ノンストップバス利用の場合）

JR朽網駅よりバスで約20分

JR黒崎駅よりバスで約50分

博多・天神よりバスで最短約70分

<http://www.kitakyu-air.jp/access.html>

(8) 空港が提供するサービスに係る施設

- ①総合観光案内所：有
- ②圏域情報コーナー：有
- ③C I Q：有
- ④ラウンジ（有料）：有
- ⑤国際電話・公衆電話：有
- ⑥宅配便：有
- ⑦コインロッカー：有
- ⑧ATM：有
- ⑨貸会議室、団体待合室：有
- ⑩車椅子等の貸し出し所：有
- ⑪授乳室：有
- ⑫レンタカー案内所：有
- ⑬飲食店・物販店：有
- ⑭喫煙専用室・喫煙所：有
- ⑮展望デッキ：有
- ⑯インターネット環境：有
- ⑰空港が提供するその他のサービスに係る施設 足湯
- ⑱外貨両替機 有
- ⑲国内用SIMカードの販売 有
- ⑳Wi-Fi貸出サービス 有

- ②①団体カウンター 有
- ②②京急券売機 有
- ②③有料充電器 有
- ②④ビジネスコーナー（無料充電設備完備）有

2. 北九州空港駐車場の現況

I. 一般駐車場

① 運営者：株式会社 合人社計画研究所

② 営業時間：24 時間

③ 料金体系：

種 別	期間及び料金（税込）	
普通自動車	入場から1時間以内	210円
	1時間を超え2時間まで	420円
	2時間を超え24時間まで	530円
	24時間以降25時間まで	740円
	25時間以降26時間まで	950円
	26時間以降48時間まで	1,060円
48時間以降は同様に加算		
大型自動車	入場から1時間以内	520円
	1時間を超え2時間まで	1,040円
	2時間を超え3時間まで	1,560円
	3時間以降24時間まで	2,080円
	24時間以降は同様に加算	
自動二輪車	入場から24時間以内	100円
	24時間以降は同様に加算	
月極 普通自動車	1ヶ月	7,852円
月極 自動二輪車	1ヶ月	2,090円

④ 駐車枠数：令和2年9月現在の駐車枠数は以下のとおり。

普通自動車用 1,800台（内 月極用 576台 身体障害者用 20台）

大型自動車 4台

自動二輪車用 30台（月極含）

III. 駐車場利用実績

北九州空港駐車場の利用実績については、別添3「北九州空港駐車場利用実績」を参照すること。

3. 駐車場用地概要

項目	概要
事業範囲	※別添 2「北九州空港駐車場平面図」参照
全体敷地面積	約 51,100 m ²
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
その他地域地区	都市計画域内 市街地調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
駐車場の形式	平面駐車場
舗装の種類	アスファルト舗装

駐車場拡張用地

項目	概要
事業範囲	※別添 2「北九州空港駐車場平面図」参照
全体敷地面積	約 26,288 m ²
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
その他地域地区	都市計画域内 市街地調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
舗装の種類	一部砂利敷きの簡易舗装

北九州空港駐車場営業者
募集要項様式集

令和2年10月
国土交通省 大阪航空局

I 様式一覧

- (1) 現地見学会参加に関する提出書類
(様式第1号) 現地見学会参加申込書
- (2) 質問に関する提出書類
(様式第2号) 質問書
- (3) 応募書類
(様式第3号) 応募書類提出書
- 参加・資格要件に関する応募書類
(様式第4号) 自認書
(様式第5号) 運営実績
(様式第6号) グループ構成届
(様式第7号) 委任状
- 事業計画等に関する応募書類
(様式第8号) 事業方針及び事業実施体制
(様式第9号) 管理計画及び安全確保
(様式第10号) 利用者対応
(様式第11号) 空港利用促進
(様式第12号) 周辺地域との連携
及び共生対策
(様式第13号及び別表) 資金計画
(様式第14号及び別表) 収支計画
(様式第15号) 料金設定
- (4) 営業者選定後の提出書類
(様式第16号) 請書
- (5) 事業辞退時の提出書類
(様式第17号) 辞退届

(様式第1号)

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

大阪航空局 空港部 管理課 御中

法人住所
法人名
代表者氏名

北九州空港駐車場営業者募集に関する現地見学会に参加を申し込みます。

法人名	
所在地	
担当者所属	
(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先	電話番号 FAX 番号 メールアドレス
(ふりがな) 参加者氏名	

1. 説明会への参加は、1法人につき1名までとします。
2. 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記にお申し込み下さい。
なお、送信・受信の確認を必ず行って下さい。

〔申込先〕

大阪航空局 空港部 管理課 業務係
メールアドレス cab-kitakyu@mlit.go.jp
電話番号 : 06-6949-6213

質 問 書

(質問者)
法人住所
法人名
代表者氏名

北九州空港駐車場営業者募集要項に関して、下記のとおり質問致します。

担当者所属及び氏名		
連絡先		TEL FAX メールアドレス
質問番号	質 問 箇 所	質 問 内 容
(記入例) 1/3	募集要項 1P 9行目 2.事業概要	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
2/3	募集要項 9P 7行目 12.(2)施設整備	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
3/3	募集要項 11P 5行目 ①	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。

- 注) 1. 質問事項は簡潔に分かりやすい記載をお願いします。
2. 質問は、1行につき1問とし、質問数が複数の場合は質問番号欄に当該質問番号及び通しの質問番号(全質問数)を明記してください。
3. 重複する質問は、記載しないでください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

応募書類提出書

大阪航空局長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

印

北九州空港において駐車場営業を希望しますので、応募書類を提出します。
なお、募集要項に定められた参加・資格要件を満たしていること、応募書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

《参加・資格要件に関する応募書類》

- ①自認書（様式第4号）
- ②運営実績（様式第5号）
- ③定款もしくは寄附行為
- ④登記事項証明書
- ⑤直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- ⑥本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの
- ⑦常勤役員の経歴書
- ⑧株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑨資格要件を満たすことが確認できる資料
- ⑩グループ構成届（様式第6号）
- ⑪委任状（様式第7号）

《事業計画及び料金設定に関する応募書類》

- ⑫事業方針及び事業実施体制（様式第8号）
- ⑬管理計画及び安全確保（様式第9号）
- ⑭利用者対応（様式第10号）
- ⑮空港利用促進（様式第11号）
- ⑯周辺地域との連携及び共生対策（様式第12号）
- ⑰資金計画（様式第13号及び別表）
- ⑱収支計画（様式第14号及び別表）
- ⑲料金設定（様式第15号）

《連絡先等》

担当者所属：
担当者名（ふりがな）：
連絡先（電話番号）：
（FAX 番号）：

(様式第4号)

自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所： _____

法人名： _____

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ③駐車場法（昭和32年法律第106号）及び空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の規定に違反し、又は駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- ④空管則第12条または第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑤法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に空管則第12条若しくは第12条の2に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- ⑥役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑦役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑫暴力団又は暴力団員及び⑦から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

代表者氏名

印

(様式第5号)

運 営 実 績

法人名 _____

ア.1 駐車場につき収容台数50 台以上／箇所の適法な有料駐車場の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
駐車場の形式	
駐車台数	
構造・階数	
運営期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月

イ.不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共機関の旅客施設の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
用途	
設置者	
管理者	
管理期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月

グループ構成届

大阪航空局長 殿

グループ名
代表法人住所
代表法人名
代表者氏名

印

私共は、北九州空港駐車場の営業を実施するために新法人の設立を予定しており、以下の構成法人によりグループで応募することとしたので、グループ構成届を提出します。

なお、北九州空港駐車場営業者に選定された場合には、適切な事業実施のために速やかに新法人を設立することとしています。

記

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL・FAX)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL・FAX)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL・FAX)	

委任状

大阪航空局長 殿

構成法人 法人住所
法人名
代表者氏名

印

構成法人 法人住所
法人名
代表者氏名

印

構成法人 法人住所
法人名
代表者氏名

印

私共は、下記の法人を〇〇〇〇グループの代表法人とし、北九州空港駐車場営業者の応募に関し、下記の権限を委任します。

受任者 法人住所
法人名
代表者氏名

印

委任事項

1. 第1次審査応募書類の提出に関する件
2. 第2次審査応募書類の提出に関する件
3. 審査結果の通知に関する件
4. その他募集要項に関する件

(様式第8号)

ア. 事業方針及び事業実施体制

(様式第9号)

イ. 管理計画及び安全確保

(様式第10号)

ウ. 利用者対応

(様式第 11 号)

工. 空港利用促進

(様式第12号)

オ. 周辺地域との連携及び共生対策

(様式第13号)

資金計画

(様式第13号別表)

資金計画

(単位:千円)

事業期間		R2.12~R3.3	R3.4~R4.3	R4.4~R5.3	R5.4~R6.3
		準備	供用~12ヶ月	~24ヶ月	~36ヶ月
前期繰越額					
源泉	自己資金				
	当期純利益				
	借入金1(長期借入)				
	借入金2(短期借入)				
	その他				
計					
使途	設備投資				
	事業費(減価償却費除く)				
	借入金1(長期借入)返済				
	借入金2(短期借入)返済				
	その他				
計					
当期過不足額					
翌期繰越額					
DSCR(※1)					
LLCR(※2)					

※1:債務返済能力を示す指標。

【計算式】DSCR=元利金返済前キャッシュフロー÷元利金返済額。

元利金返済額=前期末有利子負債-当期末有利子負債+支払利息・割引料(-期限前弁済額)

※2:借入期間中の返済能力を示す指標。

【計算式】LLCR=元利金返済前キャッシュフローの現在価値合計額÷借入元本

※現在価値化する際の割引率は借入金の利率によることとする。

※算出根拠

(様式第14号)

収支計画

--

(様式第14号別表)

収支計画

(単位:千円)

事業期間		R2.12~R3.3	R3.4~R4.3	R4.4~R5.3	R5.4~R6.3
		準備	供用~12ヶ月	~24ヶ月	~36ヶ月
収入	駐車場収入				
	その他収入				
収入計					
支出	人件費				
	一般管理費				
	水道光熱費				
	修繕費				
	土地使用料				
	保険料				
	公租公課等				
	その他				
	小計				
	譲渡費用				
	減価償却費				
支出計					
営業利益					
営業外収入					
営業外費用					
経常利益					
法人税等					
税引後当期利益					
累積損益収支					

※算出根拠

(様式第15号)

力. 料金設定

(様式第16号)

令和 年 月 日

請 書

大阪航空局長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって北九州空港駐車場営業者に選定されました。

本事業について、令和 年 月 日付け阪空理第 号で付された条件、空港管理規則その他関係諸法令及び大阪航空局長の指示又は命令を遵守し、確実かつ適切に実施することを確約します。

(様式第 17号)

令和 年 月 日

辞 退 届

大阪航空局長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって北九州空港駐車場営業者に
選定されましたが、都合により辞退します。

北九州空港駐車場営業者
提出書類記載要領

令和2年10月
国土交通省 大阪航空局

第1 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、募集要項及び以下に示す内容について留意して作成すること。

ただし、応募者の自由な提案を妨げるものではない。

- 不要な文字、欄は適宜抹消すること。
- 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じ、図表等を利用すること。
- 様式（別表除く）に記入する場合、使用する文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- 金額を記載するときは、特にことわりがある場合を除き、消費税込みの金額を記入のこと。
- 各様式が複数枚となる場合は、頁番号を付すこと。（例：1／2、2／2）
- 押印が必要な場合の使用印は、代表者印とすること。
- 応募書類提出後、代表者、役員が変更となった場合、変更を証明する資料とともに任意の書式で届け出ること。
- 各様式で記載内容の整合性がとれていること。
- 応募書類提出時に、各提出書類の情報（ファイルの形式は変更しないこと）を保存したCD-R等を2部提出すること。
- 書類の順序は、様式通番のとおりとすること。
- 書類はファイルに一括して左綴じし、見出しを付したうえ、表紙及び背表紙に法人名を記入すること。

第2 提出書類及び各様式の作成要領

1 現地見学会参加に関する提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部

現地見学会参加申込書（様式第1号）

- 法人住所、法人名、代表者名、所在地、担当者所属、担当者氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）、参加者氏名を記入すること。
- 見学会への参加は、1法人につき1名を原則とする。
- 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔申し込み先〕

大阪航空局 空港部 管理課 業務係

メールアドレス cab-kitakyu@mlit.go.jp

電話番号：06-6949-6213（ダイヤルイン）

2 質問書に関する提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部

質問書（様式第2号）

- 法人住所、法人名、代表者氏名、担当者所属及び氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を記入すること。
- 質問は、1行につき1問とし、質問が複数ある場合は、質問番号欄に当該質問番号及び通し質問番号（全質問数）を記入すること。
- 重複する質問は、記載しないこと。
- 受付期間内の質問書の追加提出は可能とする。
- 提出は、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔提出先〕

大阪航空局 空港部 管理課 業務係
メールアドレス cab-kitakyu@mlit.go.jp
電話番号：06-6949-6213（ダイヤルイン）

3 応募書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：正1部、副10部

(1) 応募書類提出書（様式第3号）

- 法人住所、法人名、代表者氏名を記入し、押印すること。
- 担当者連絡先については、本件に関する担当者の所属、氏名、連絡先（電話番号、FAX番号）を記入すること。

(2) 自認書（様式第4号）

- 法人住所、法人名を記入し、該当する項目にチェック（し）のうえ、記名押印すること。

(3) 運営実績（様式第5号）

- 欄が不足するときは欄を追加すること。
- 資格要件を満たすことが確認できる資料を別に添付すること。

(4) 添付書類

- 次の書類を添付すること。
 - ①定款もしくは寄附行為
 - ②登記事項証明書
 - ③直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - ④本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの（社内稟議等）
 - ⑤常勤役員の経歴書

⑥株主名簿又はこれらに準ずるもの

⑦資格要件を満たすことが確認できる資料

(募集要項5. 応募者の参加・資格要件等(1) 応募者の参加・資格要件等②応募者の資格要件に該当する施設における運営実績の契約書等の写し)

(5) グループ構成届(様式第6号)

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・代表法人住所、代表法人名、代表者氏名を記入し、押印すること。
- ・代表法人も構成法人として必要事項を記入すること。
- ・欄が不足するときは欄を追加し、複数枚になるとときには左綴じとし、ページ間に代表者印で押印すること。

(6) 委任状(様式第7号)

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・委任者及び受任者の双方が押印すること。

(7) 事業計画等に関する応募書類

・各様式について、以下の必要事項を必ず記載すること。

ア. 事業方針及び事業実施体制(様式第8号)

- ①事業実施に当たっての考え方、基本方針
- ②円滑な施設整備、運営、維持管理及び利用者対応を行うための組織、人員、業務分担、責任分担及びその考え方

イ. 管理計画及び安全確保(様式第9号)

- ①清掃作業実施体制、内容、回数等
- ②保守点検実施体制、内容、回数等
- ③環境への配慮
- ④放置車両への対応
- ⑤利用者の安全確保に関する考え方
- ⑥緊急時及び非常時の対応
- ⑦歩行者及び自動車事故防止対策
- ⑧車両盗難、破壊、車上荒らし等に対する保安対策

ウ. 利用者対応(様式第10号)

- ①利用者サービスに関する考え方(料金徴収方法、利用者ニーズの把握、苦情、改善が必要な場合の対応含む)

②駐車場混雑時期の対応方法

エ. 空港利用促進（様式第11号）

- ①空港利用者への割引サービスの実施の有無及びその内容
- ②その他空港利用促進につながる独自の提案

オ. 周辺地域との連携及び共生対策（様式第12号）

- ①空港関係者等との協力体制
- ②空港周辺地域との共生対策に対する考え方

カ. 資金計画（様式第13号及び別表）

- ①本事業の資金調達額（自己資金・借入れ等）及び借入先（融資機関名は可能な範囲で具体名を記入すること。なお、具体名を記入することが困難な場合でも、想定される融資機関名や業種等を可能な限り具体的に記入すること。）
- ②借入金の金利水準、金利水準の算出根拠、返済方法等（可能な限り詳細に記入）
- ③別表の作成にあたっては、次の点に留意し、以下の想定により事業期間の資金計画を作成すること。

- ・必要に応じて欄を追加すること。
- ・金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
- ・別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。

【想定】 準備期間 営業者選定後～令和3年3月末

※諸手続き、慣熟期間等含む

事業期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

※ ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可若しくは空管則第12条の承認が取り消された場合には、その取消日をもって事業期間は終了するものとする。

キ. 収支計画（様式第14号及び別表）

- ①収入についての考え方及び算出根拠
 - ・駐車収入は様式第15号の料金設定を基に算出すること。
 - ・駐車枠は、一般車用及び月極用をあわせて普通自動車1,800台（うち身体障害者用20台）、大型自動車4台及び自動二輪30台（月極用含）とする。
 - ・一般用及び月極用の内訳は過去の実績を基に算出すること。

②支出についての考え方及び算出根拠

- ・土地使用料は、令和2年度使用料実績に基づく概算で年間約83,978万円（体面積）である。

③コスト縮減のための考え方

④収入が想定を下回った場合等の考え方

⑤駐車場利用者への利益還元についての考え方

⑥別表の作成にあたっては、次の点に留意し、資金計画と同じ想定で、収支計画を作成すること。

- ・必要に応じて欄を追加すること。
- ・金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
- ・別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。
- ・様式第13号別表及び様式第14号別表の作成に関連する付属表等がある場合は、これらも含めて提出すること。

ク. 料金設定（様式第15号）

①料金体系

- ・料金体系は、応募者が営業しようとする料金区分（②審査料金を含む）を記載すること。

以下は、あくまで記載の一例である。

例1. 一般駐車料金

種別	期間	料金(税込)
普通自動車	・入場から○時間まで	●●●円
	・○時間を超え●時間まで1時間毎	●●●円
	・●時間以降は上記を繰り返す	
自動二輪車 (原付を含む)	・入場から○時間まで	●●●円
	・○時間を超え●時間まで1時間毎	●●●円
	・●時間以降は上記を繰り返す	

例2. 月極駐車料金

種別	期間	料金(税込)
普通自動車	1ヶ月	●●●円
自動二輪車 (原付を含む)	1ヶ月	●●●円

例3. 駐車料金割引

身体障害者割引 上記料金の●●%引き(但し、●●●円未満は切り捨て)

②審査料金

・普通自動車の以下の料金

- ①入場から1時間以内の最大料金
- ②入場から3時間以内の最大料金
- ③入場から24時間以内の最大料金
- ④24時間を超えて48時間以内の最大料金
- ⑤48時間を超えて72時間以内の最大料金
- ⑥72時間を超えて96時間以内の最大料金

4 請書(様式第16号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部
・法人住所、法人名、代表者氏名を記入し、押印すること。

5 辞退届(様式第17号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部
・法人住所、法人名、代表氏名を記入し、押印すること。

北九州空港駐車場施設 一覧(国から有償で提供する施設)

物件名称	数量		取得年月日	耐用年数	期末帳簿価額 (円)	備考
	単位	数量				
外灯	台	62	平成18年3月1日	15	397,375	灯柱のみ*1
引込開閉器盤	個	1	平成18年3月1日	15	69,541	電気設備・電気路線・電信線路等の一部含む
分電盤	個	1	平成18年3月1日	15	19,869	身障者用駐車場(専用電力引込)
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	駐車場入口表示
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	進入方向表示
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	出口表示
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	場内レイアウト・管理規程
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	出口表示
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	バイク置場表示
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	27,386	身障者専用駐車場表示
サイン看板	個	24	平成18年3月1日	20	224,960	駐車エリア表示
雨水配水管	式	1	平成18年3月1日	10	46,133	
給水配管	式	1	平成18年3月1日	10	46,133	
アスファルト舗装・マーキング	式	1	平成18年3月1日	10	4,968,841	
駐車車両用テント	個	10	平成18年3月1日	15	315,527	身障者専用テント
乗降場用テント	個	1	平成18年3月1日	15	304,657	
U字バリカー	個	44	平成18年3月1日	15	1	車止め
ラバーポール	個	25	平成18年3月1日	10	1	車止めポール
U字バリカー	個	2	平成18年3月1日	15	1	車止め(歩道上)
バリカー	個	2	平成18年3月1日	15	1	車止めポール (管理棟前・ステンレス)
U字バリカー	個	77	平成18年3月1日	15	1	車止め
ラバーポール	個	25	平成18年3月1日	10	1	公道境界上(20)、出口(5)
ラバーポール	個	24	平成18年3月1日	10	1	車止めポール(身障者)
車止めブロック	個	576	平成18年3月1日	30	1	一般(534)、身障者(42)

*1 LED未対応 灯具・配線・受配電設備及び操作指事盤無(参考 現在の電気系統図)

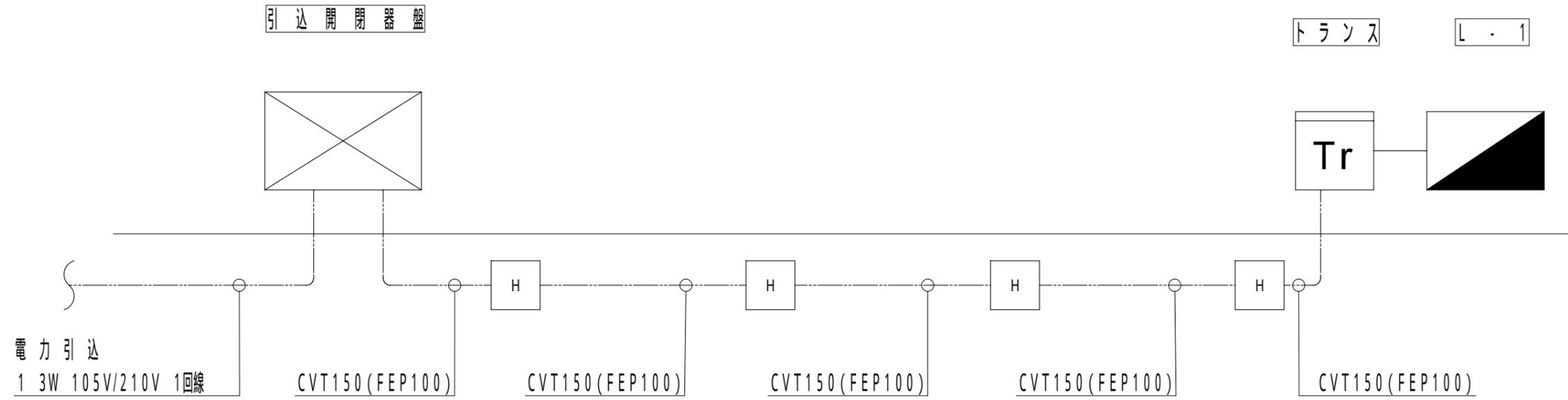
北九州空港駐車場施設 一覧

物件名称	数量		取得年月日	耐用年数	備考
	単位	数量			
外灯	台	62	平成18年3月1日	15	電気設備・電気路線・電信線路等の一部
管理事務所	棟	1	平成18年3月1日	10	
ポール灯	台	8	平成18年3月1日	15	電気設備・電気路線・電信線路等の一部含む
分電盤	個	1	平成18年3月1日	15	
昇圧トランス	個	1	平成18年3月1日	15	管理棟内分電盤
電話端子盤	個	1	平成18年3月1日	15	管理棟電話回線
自販機置場テント	個	4	平成18年9月25日	15	
鋼製支柱	個	21	平成18年3月1日	15	隔板用支柱
U字バリカー	個	2	平成18年3月1日	15	車止め
防犯カメラシステム	台	10	平成18年3月1日	6	管理棟モニターに接続 (カメラ部分は物品)
荷物置台	個	1	平成20年6月3日	15	
備品保管倉庫	個	6	平成18年3月1日	15	B1(4)、たまり場(2)
エアコン	基	1	平成29年8月1日	6	室外機込み
FAX電話機	台	1	平成28年8月1日	5	
禁煙サイン	個	2	平成18年3月1日	20	可動物
閉鎖中看板	個	1	平成18年3月1日	20	可動物
ウォーターバリケード	個	9	平成18年3月1日	10	可動物
花壇ブロック	個	42	平成18年3月1日	32	竹用(14)、蒿・花用(28)
防犯カメラ部分のみ	台	10	平成18年3月1日	6	入口(2)、管理棟内(1)、管理棟前(4)、管理棟上(1)、出口(2)
防犯カメラモニター・キーボード	台	1	平成18年3月1日	5	モニター(1)、キーボード(1)
精算機用防犯カメラ	台	5	平成30年6月30日	6	単独録画機能付:ターミナルビル(1)たまり場(1)出口(3)
プリンター	台	1	平成18年3月1日	5	
椅子	脚	1	平成18年3月1日	15	
大型金庫	台	1	平成18年3月1日	15	
出庫パトライト	個	1	平成18年3月1日	15	出庫時点灯
車高センサー	個	1	平成18年3月1日	15	No.1レーン大型用
分電盤	個	3	平成18年3月1日	15	入口(1)出口(1)身障者(1)
通信機器盤	個	2	平成18年3月1日	15	身障者
サイン看板	個	2	平成18年3月1日	20	入庫手順説明
サイン看板	個	1	平成18年3月1日	20	満空車表示
サイン看板	個	3	平成18年3月1日	20	出庫手順説明
入口発券機	台	2	平成18年3月1日	10	No.1・2入口レーン
発券機用テント	個	2	平成18年3月1日	15	No.1～2入口レーン・照明器具付
入場ゲート	台	3	平成18年3月1日	10	入口(2)、身障者(1)
事前精算機	台	1	平成18年3月1日	10	
精算機用テント	個	1	平成18年3月1日	15	事前用・照明器具付
出口精算機	台	3	平成18年3月1日	10	
精算機用テント	個	3	平成18年3月1日	15	出口No.1～3用・照明器具付
出場ゲート	台	4	平成18年3月1日	10	出口(3)、身障者(1)
バイク精算機	台	1	平成18年3月1日	10	
精算機用テント	個	1	平成18年3月1日	15	バイク精算機用・照明器具付
バイクロック装置	式	5	平成18年3月1日	10	10台(1式2台用×5)
発券機・精算機用テント	個	1	平成18年3月1日	15	照明器具付
出口精算機	台	1	平成18年3月1日	10	身障者用
事前精算機	台	1	平成18年3月1日	10	
無線アンテナ	台	2	平成20年5月29日	10	ターミナルビル事前精算機用(ターミナルビル 風除室天井1・管理棟壁1)
入口発券機	台	1	平成18年8月31日	10	身障者用
端子盤	個	1	平成18年3月1日	15	管理システム通信線
インターホン	個	1	平成18年3月1日	10	発券機・精算機連絡用
パソコン	台	2	平成18年3月1日	5	モニター(1)、キーボード(1)、HD(2)
台数モニター	台	1	平成18年3月1日	5	駐車台数管制
通信コントロールユニット	台	2	平成18年3月1日	5	

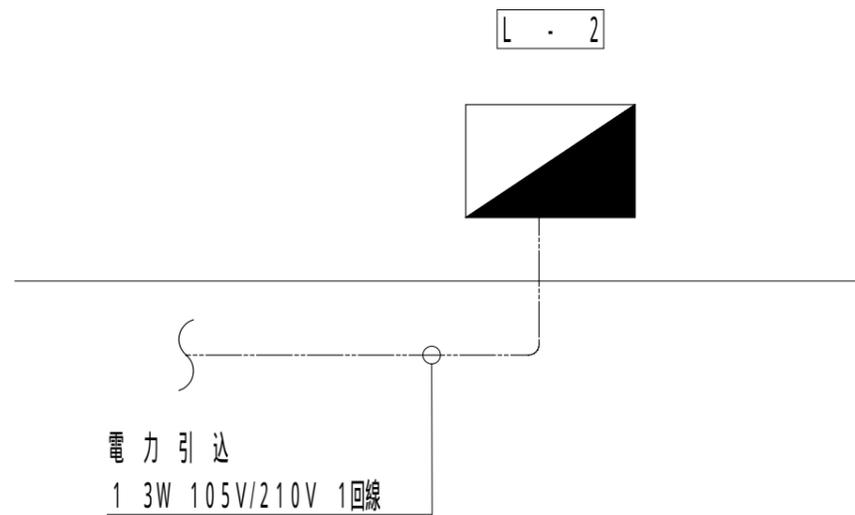
注) 上記施設については現駐車場施設事業者の所有のものであり、現事業終了後、撤去予定としているが、当該営業者として選定された者と旧事業者の間の調整を妨げるものではない。

駐車場幹線系統図

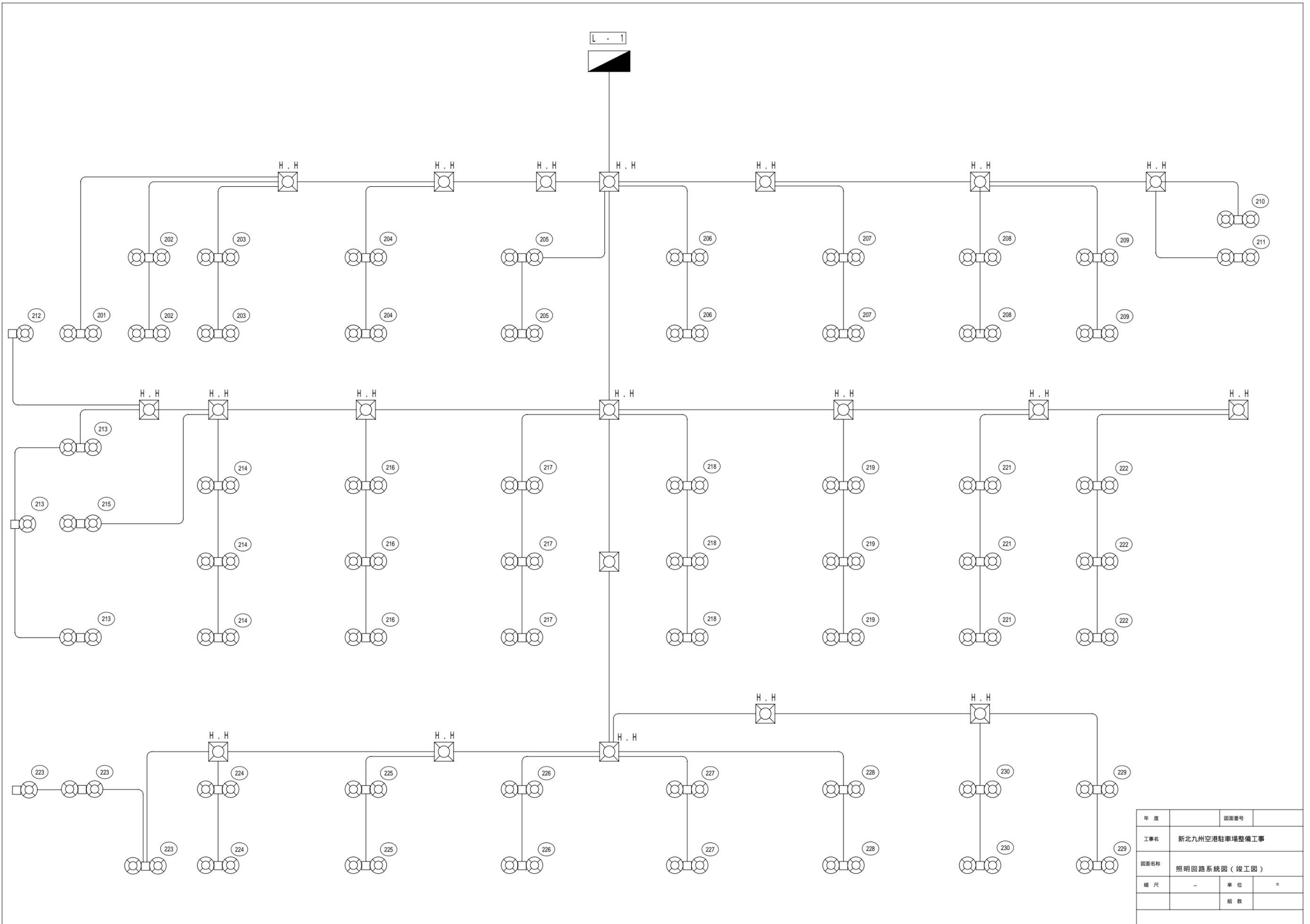
現在の駐車場幹線系統図は以下のとおりだが、次期駐車場事業で国が提供する施設にはトランス、L-1は含まれない。



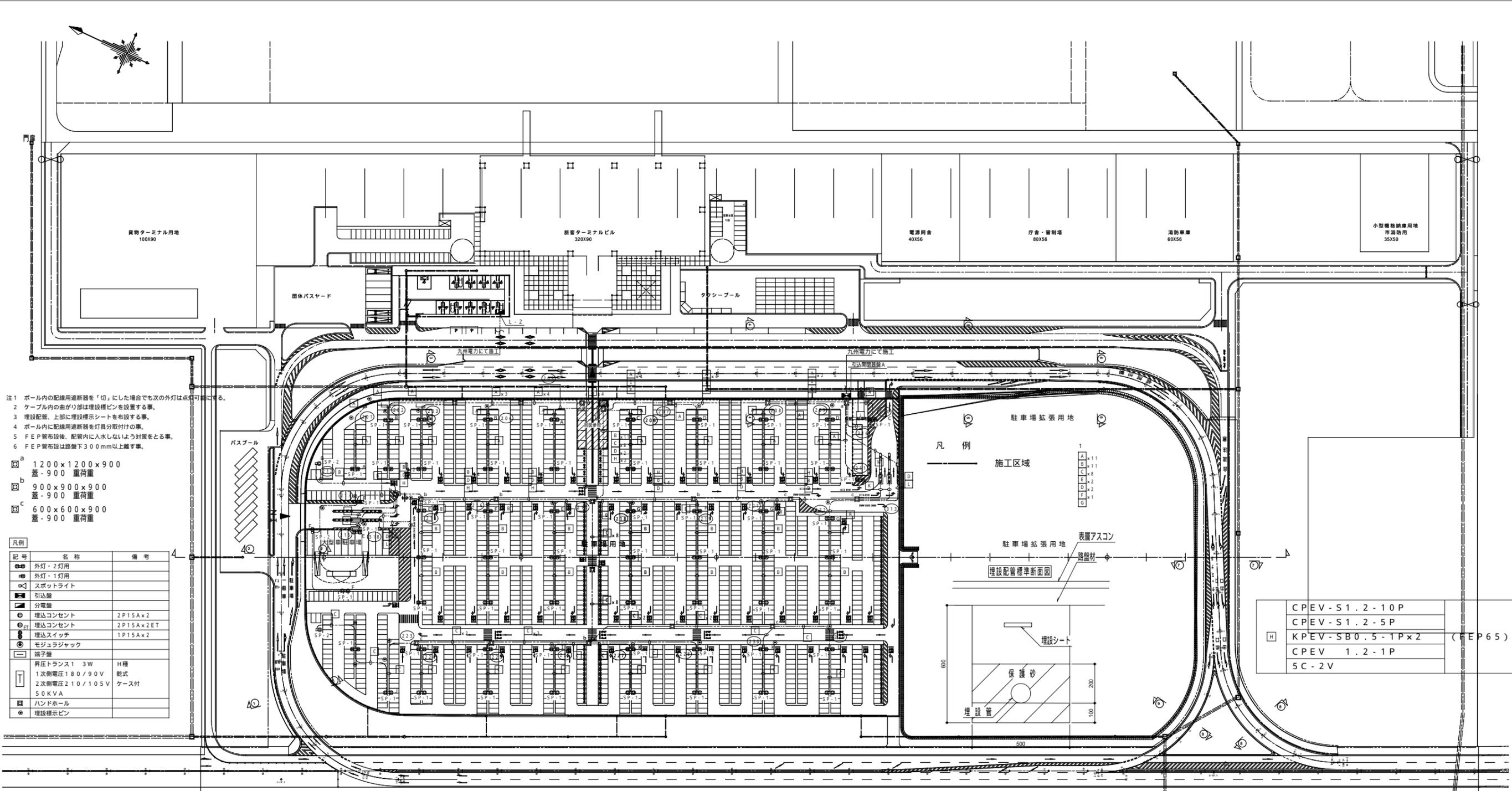
身障者用駐車場幹線系統図



年度		図面番号	2 - 2
工事名	新北九州空港駐車場整備工事		
図面名称	幹線系統図 (竣工図)		
縮尺	-	単位	mm
		組数	



年度		図面番号	
工事名	新北九州空港駐車場整備工事		
図面名称	照明回路系統図(竣工図)		
縮尺	-	単位	m
		組数	

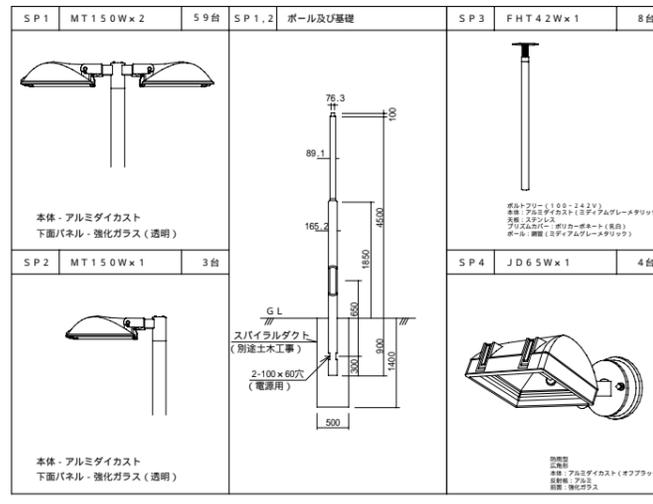


注1 ポール内の配線用遮断器を「切」にした場合でも次の外灯は点灯可能とする。
 2 ケーブル内の曲がり部は埋設標識ピンを設置する事。
 3 埋設配管、上部に埋設標識シートを布設する事。
 4 ポール内に配線用遮断器を灯具分取付けの事。
 5 FEP管布設後、配管内に水が入らないよう対策をとる事。
 6 FEP管布設は路盤下300mm以上離す事。

- ⊠ a 1200x1200x900
蓋-900 重荷重
- ⊠ b 900x900x900
蓋-900 重荷重
- ⊠ c 600x600x900
蓋-900 重荷重

記号	名称	備考
⊙	外灯-2灯用	
⊙	外灯-1灯用	
⊙	スポットライト	
⊙	引込盤	
⊙	分電盤	
⊙	埋込コンセント	2P15A×2
⊙	埋込コンセント	2P15A×2ET
⊙	埋込スイッチ	1P15A×2
⊙	モジュラージャック	
⊙	端子盤	
⊙	昇圧トランス1 3W	H種
⊙	1次側電圧180/90V	乾式
⊙	2次側電圧210/105V	ケース付
⊙	50KVA	
⊙	ハンドホール	
⊙	埋設標識ピン	

照明器具安図



A	CV3.5°-2C	E1.6	(FEP30)
B	CV5.5°-2C	E1.6	(FEP30)
C	CV 8°-2C	E1.6	(FEP30)
D	CV 38°-2C	E5.5	(FEP40)
E	CV3.5°-2C	E1.6	(FEP30)
Cx2	CV 8°-2Cx2	E5.5	(FEP40)
Cx8	CV 8°-2Cx8	E14°	(FEP65)
Bx2	CV5.5°-2Cx2	E6.5	(FEP30)
B	CV5.5°-2C	E5.5	(FEP50)
D	CV38°-2C		(FEP65)
Bx4	CV5.5°-2Cx4	E5.5	(FEP65)
D	CV38°-2C		(FEP50)
Bx2	CV5.5°-2Cx2	E5.5	(FEP50)
D	CV38°-2C		(FEP65)
Bx4	CV5.5°-2Cx4	E5.5	(FEP65)
D	CV38°-2C		(FEP65)
E	CV3.5°-2C		(FEP40)
Cx3	CV8°-3Cx3	E5.5°	(FEP40)

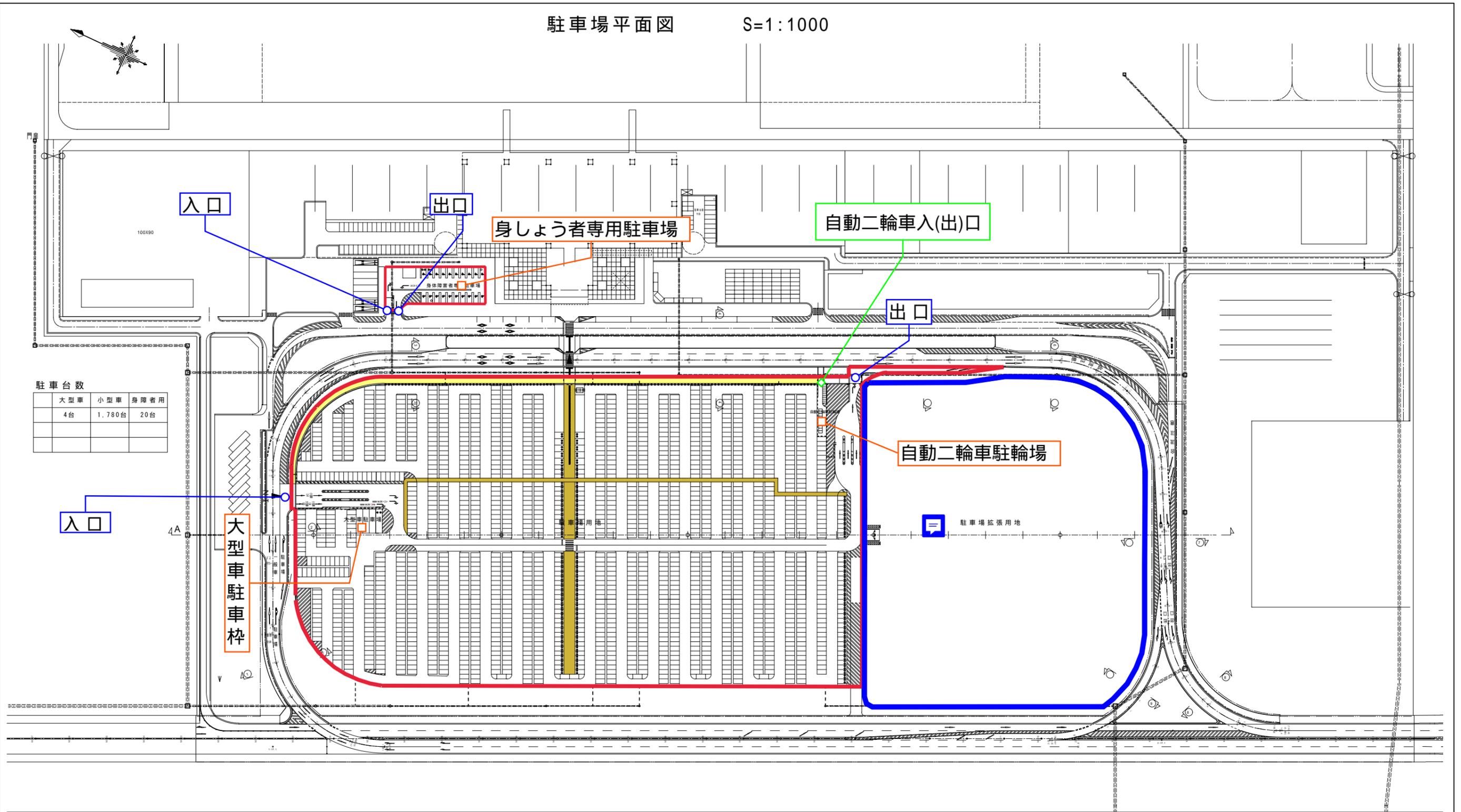
Bx5	CV5.5°-2Cx5	E5.5	(FEP65)
D	CV38°-2C		(FEP100)
E	CV3.5°-2C		(FEP100)
Bx11	CV5.5°-2Cx11	E14°	(FEP65)
Cx8	CV14°-2Cx8		(FEP65)
Dx2	CV38°-2Cx2		(FEP50)
E	CV3.5°-2C		(FEP30)
Ax3	CV3.5°-2Cx3	E5.5	(FEP30)
Ax2	CV3.5°-2Cx2	E5.5	(FEP30)
E	CV3.5°-2C		(FEP40)
Ax4	CV3.5°-2Cx4	E5.5	(FEP40)
E	CV3.5°-2C		(FEP65)
Bx11	CV5.5°-2Cx11	E14°	(FEP65)
Bx11	CV5.5°-2Cx11	E14°	(FEP65)
Cx8	CV 8°-2Cx8	E14°	(FEP65)
Dx2	CV38°-2Cx2		(FEP50)
E	CV3.5°-2C		(FEP50)

Bx3	CV5.5°-2Cx3	E5.5	(FEP50)
D	CV38°-2C		(FEP40)
Ax4	CV3.5°-2Cx4	E5.5°	(FEP50)
Ax5	CV3.5°-2Cx5	E5.5°	(FEP100)
F	CV150°		(FEP100)
L	CPEV-S1.2-10P		(FEP65)
L	CPEV-S1.2-5P		(FEP65)
L	KPEV-SB0.5-1Px2		(FEP40)
G	CPEV-S1.2-3Px2		(FEP80)
G	CPEV-S1.2-5Px2		(FEP80)
G	CPEV-S1.2-10Px2		(FEP80)
G	CPEV 1.2-1P		(FEP80)
G	5C-2V		(FEP40)
G	KPEV-SB0.5-1Px6		(FEP40)

I	CPEV-S1.2-3P	(FEP30)
I	KPEV-SB0.5-1Px2	(FEP30)
I	CV 3.5-3Cx2	(FEP40)
J	CPEV-S1.2-3P	(FEP40)
J	KPEV-SB0.5-1Px4	(FEP40)
J	CV 3.5-3Cx2	(FEP40)
K	CPEV1.2-1P	(FEP30)
K	5C-2V	(FEP30)

年度	図面番号
工事名	新北九州空港駐車場整備工事
図面名称	駐車場外灯配線竣工図
縮尺	S=1:1000
単位	m
組数	

駐車場平面図 S=1:1000



駐車台数

大型車	小型車	身障者用
4台	1,780台	20台

* 赤線の枠内が、国有地使用許可の対象となる大凡の範囲
 青線の枠内が、駐車場拡張用地（臨時駐車場用地）

図面名称	駐車場平面図（全体）		
縮尺	S=1:1000	単位	m

北九州空港駐車場利用実績

別添3

○一般車用駐車場:車種別出場台数構成(年度別) (単位:台)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
普通車	274,520	279,498	293,444	306,949	279,080
普通車(月極)	93,434	94,162	99,034	103,986	111,815
身障者	5,506	5,632	5,580	5,637	5,628
大型車	0	0	0	0	0
自動二輪車	15	13	19	8	1
計	373,475	379,305	398,077	416,580	396,524

○一般車用駐車場:時間別出場台数構成(年度別) (単位:台)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	台数	構成比率								
1時間まで	77,803	28.3%	79,829	28.6%	79,841	27.2%	80,052	26.1%	71,898	25.8%
2時間まで	37,653	13.7%	37,331	13.4%	38,349	13.1%	38,906	12.7%	33,728	12.1%
3時間まで	6,409	2.3%	5,970	2.1%	6,780	2.3%	6,331	2.1%	5,275	1.9%
24時間まで	36,114	13.2%	35,654	12.8%	37,241	12.7%	37,228	12.1%	32,235	11.6%
48時間まで	55,540	20.2%	56,992	20.4%	59,697	20.3%	62,595	20.4%	56,558	20.3%
3日まで	35,942	13.1%	38,284	13.7%	42,619	14.5%	49,647	16.2%	45,672	16.4%
3日以上	25,059	9.1%	25,438	9.1%	28,917	9.9%	32,190	10.5%	33,714	12.1%
計	274,520	100.0%	279,498	100.0%	293,444	100.0%	306,949	100.0%	279,080	100.0%

○一般用駐車場満車日数 満車日とは普通車用において満車設定台数(1,780台)を超えた日 (単位:日)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度日数	0	3	1	2	8	4	14	6	2	3	2	3	48
平成31年度日数	3	4	1	2	4	5	6	7	3	3	0	0	38

○月極用駐車場:月平均契約者数(年度別) (単位:台)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
普通車	467	487	510	529	592

*平成31年度=令和元年度

○臨時駐車場(15,183.18㎡ 528台)設置日 (単位:日)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度日数	3	11	4	10	14	15	25	12	11	13	10	13	141
平成31年度日数	4	17	0	12	18	15	14	14	4	17	13	8	136

(平成31年度=令和元年度)

月間業務報告書より

月極車両含

令和2年 北九州空港駐車場利用実績(速報値)

(単位:台)

車種	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	今年	前年	対前年度比(%)	今年	前年	対前年度比(%)	今年	前年	対前年度比(%)	今年	前年	対前年度比(%)	今年	前年	対前年度比(%)	今年	前年	対前年度比(%)									
普通車 全1,780台	35,056	34,811	100.7	28,726	29,945	95.9	21,893	38,169	57.4	11,010	31,496	35.0	7,327	33,841	21.7	10,446	32,313	32.3	13,709	33,997	40.3	14,869	38,690	38.4	13,347	34,418	38.8
自動二輪車 全30台	0	1	-	0	1	-	0	1	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
大型車 全4台	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
身体障害者 専用 全20台	577	493	117.0	370	370	100.0	248	468	53.0	45	475	9.5	48	485	9.9	93	453	20.5	153	474	32.3	208	642	32.4	142	466	30.5
計	35,633	35,305	100.9	29,096	30,316	96.0	22,141	38,638	57.3	11,055	31,971	34.6	7,375	34,326	21.5	10,539	32,766	32.2	13,862	34,471	40.2	15,077	39,332	38.3	13,489	34,884	38.7